

# IASB 公開草案「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の修正案)に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 たにともゆき  
谷 智之

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）から 2017 年 3 月に公表された公開草案「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の修正案)（以下「本公開草案」という。）に対して 2017 年 7 月にコメント・レターを送付している。

IFRS 第 8 号「事業セグメント」（以下「IFRS 第 8 号」という。）は、2007 年に IFRS 財団の評議員会によって IASB のデュー・プロセスに加えられた適用後レビュー（以下「PIR」という。）の対象となった最初の基準であり、当該 PIR の結果等を踏まえ、IFRS 第 8 号についての次表の修正が本公開草案において提案されている。

修正案	主な内容
(a)	最高経営意思決定者（CODM）は、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能であることを強調する。
(b)	CODM は、個人の場合もグループの場合もある旨の説明を追加し、国内のルールに影響を受ける場合があることを記述する。
(c)	CODM を識別する際の非執行メンバー <sup>1</sup> に関する説明を追加する。
(d)	CODM として識別された個人又はグループの肩書き及び役割記述の開示を要求する。
(e)	年次報告パッケージ <sup>2</sup> と財務諸表の間で識別されているセグメントに違いがある場合に相違及びその理由についての説明を財務諸表に注記することを要求する。
(f)	集約の要件である類似する経済的特徴の例示を 2 つ追加（長期収益成長率、長期資産利益率）するとともに、集約に関する原則の記載を明確化する。
(g)	企業は、CODM にレビューされているか又は定期的に提供されている情報以外のセグメント情報についても開示できることを明確化する。

1 取締役会メンバーのうち、主にガバナンスに従事し、直接的に CODM としての意思決定に関与しないメンバー（non-executive members）。

2 IFRS 第 8 号第 19B 項（本公開草案により提案されている文言）  
企業の年次報告パッケージとは、次のような文書のセットである。

- (a) 企業の年次財務諸表とほぼ同時に公表され、
- (b) 企業の年次経営成績を財務諸表利用者に伝達し、
- (c) 例えば、企業のウェブサイト又は規制上の提出書類において、一般に公開されている。

年次財務諸表のほか、年次報告パッケージには、経営者による説明、プレスリリース、予備的発表、投資家向けプレゼンテーション及び規制上の提出目的の情報が含まれる場合がある。

(h)	調整項目の説明は、利用者が当該性質を十分に理解できるような詳細さで行うことを要求する。
(i)	IAS 第 34 号「期中財務報告」を修正し、企業が前年度に係るすべての修正再表示される期中比較対象期間を、企業の報告セグメントの構成の変更後の最初の期中報告書の一部として表示することを要求する。

本公開草案の修正案に対する当委員会からのコメント・レターの主な内容は、次のとおりである。

#### 修正案(a)~(c)及び(f)について

- (1) 提案されている修正案では、必ずしも CODM の識別やセグメントの集約に関する統一的な実務が達成されないことを懸念しており、便益が限定的と考えられる中、米国会計基準の記述との間に差を生じさせることとなる当該修正案を支持しない。

#### 修正案(d)について

- (2) 本公開草案の結論の根拠に記載のとおり、企業的意思決定プロセスに関する情報を提供することを目的として提案されており、作成者を中心とする多くの関係者が、当該意思決定プロセスに関する情報について非財務情報の財務諸表外の開示の拡充により対処することがより適切であると考えていることを踏まえ、本修正案に反対する。

#### 修正案(e)について

- (3) マネジメント・アプローチに基づく財務諸表上のセグメント情報の開示において、十分な目的適合性のある情報が提供されている前提で、財務諸表で識別されたセグメントと異なるセグメントに基づく情報が補足的な情報として財務諸表外において開示されることは、必ずしも否定されるべきではないと考える。また、当該補足的な情報と財務諸表の情報との関係を明確化することは有用となると考えられるものの、会計基準は財務諸表において提供されるべき情報を定めるものであり、年次報告パッケージという広範囲のレポートとの間の差異説明を求めることの実務上の困難さも考慮すると、当該関係については財務諸表外において説明がなされるべきものと考えられるため、本修正案に反対する。

#### 修正案(g)について

- (4) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」において、財務諸表の理解に関連性のある情報の開示が求められており、有用な情報を追加的に開示すべきとする考え方は支持するものの、IFRS 第 8 号に従った「セグメント情報」を他の追加的な情報と区別することが重要であると考え。CODM にレビューされているか又は定期的に提供されている情報以外も開示できるとすることで前述の考え方の明確化を図った場合、前述の区別が困難となることから、本修正案に反対する。

#### 修正案(i)について

- (5) 修正案により、現在よりも短い期限で修正再表示を行うことにかかるコストを作成者が懸念しており、加えて、前年度計数についての修正再表示が当該実務上の困難さにより免除されるか不確かであると考えていることを踏まえ、本修正案に反対する。また、IASB は、四半期決算企業と半期決算企業の間で、修正再表示を実施するまでの期限や開示対象となる期間が異なり得るため、生じる負荷が異なることも考慮する必要があると考える。